

◆「インフルエンザの出席停止期間」

【出席停止期間の基準】

「発症した後5日を経過し、かつ、解熱後2日を経過するまで(下表①参照)」

*受診の際、発症日はいつになるかを医師に確認してください。

この日までは必ず休んでください。

表①

	発症した後5日 を経過	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症した後5日 を経過した後
例 1	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能
		出席停止						
例 2	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目
		出席停止						登校可能

解熱：解熱剤を飲まなくても自然に平熱に戻った状態

注1) どんなに早く熱が下がったとしても、発症した後5日は出席停止となります。

注2) 登校時に診断書や陰性証明を提出する必要はありません。

◆「新型コロナウイルス感染症の出席停止期間」

【出席停止期間の基準】

「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで(下表②参照)」

*「症状が軽快」とは、解熱剤を使用せず解熱、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあること。

*出席停止解除後、発症から10日を経過するまでは、当該生徒に対してマスク着用を推奨します。

この日までは必ず休んでください。

表②

	発症した後5日 を経過	発症日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症した後5日 を経過した後
例 1	発症後4日目に 軽快した場合	発熱や咽頭痛、咳等				症状軽快	症状軽快 継続1日	登校可能
		出席停止						
例 2	発症後5日目に 軽快した場合	発熱や咽頭痛、咳等				症状軽快	症状軽快 継続1日	登校可能
		出席停止						

注1) どんなに早く症状が軽快したとしても、発症した後5日は出席停止となります。

注2) 登校時に診断書や陰性証明を提出する必要はありません。

「インフルエンザ」「新型コロナウイルス感染症」以外の感染症で出席停止となった場合は、診断書（治癒証明書）の提出が必要になります。